

## 経営事項審査申請について

平成27年7月  
青森県県土整備部監理課

### ① 経営事項審査結果通知書の代理受領について

行政書士の結果通知書の代理受領については、以下のような取り扱いとします。

なお、下記要件は青森県知事許可業者分についての取り扱いであり、大臣許可業者および他都道府県許可業者の通知書の代理受領については、各許可行政庁へ別途問い合わせをして下さい。

#### 【要件】

- 1: 委任状に代理受領について記載して下さい。
- 2: 経営事項審査申請書上部に、目立つように朱書きで「代理受領希望」と表示して下さい。
- 3: 返信用封筒を添付して下さい。
  - ・ 定型(長3)封筒に簡易書留加算分の切手(392円・現行料金)を貼付して下さい。
  - ・ 表面に代理受領する行政書士の方の住所および宛名を記入して下さい。
  - ・ 裏面に申請者名および許可番号を記入して下さい。
- 4: 代理受領希望分の申請書類は、結果通知書を申請者に直送する分の作業終了後、結果通知書の作成・発送を行います。

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
2 0 0 0 1

**経営規模等評価申請書**  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
**総合評定値請求書**

平成 20年 5月 7日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の29の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。不要部分は取り消し線を引く

申請時の所在地、商号名称を記載(ゴム印でも可)し押印する。  
申請者以外の者(行政書士)が申請書を作成した場合は、その者の氏名を併記し、え、押印し、委任状も作成する。

〒030-8570  
青森市長島一丁目1-1  
申請者 (株)青森建設 代表取締役 技術 太郎 印

一地方整備局長  
北海道開発局長  
青森県 知事 三村 申吾 殿

行政庁書記欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日 〇 1 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日		平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	16 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

### ② 経営事項審査代理申請の面接審査について

これまで、行政書士事務所の行政書士の資格をお持ちでない事務職員の方(補助者)が、単独で来場し、経営事項審査申請会場で面接審査を受ける場合が散見されましたが、今後は、以下のとおりとして下さい。

- 1: 行政書士資格をお持ちの方は、申請内容について説明し、責任ある回答ができる場合、面接審査を申請者本人に代わって行うことが可能です。その場合、行政書士証票の登録番号と委任状記載の行政書士登録番号とを照合致しますので、行政書士証票をご呈示下さい。
- 2: 本人申請に補助者の方が同席することは可能ですが、補助者による面接審査の代理は認められません。